

第2回

障がい分野における共生社会推進条例 検討部会

議 事 録

日 時：2024年11月7日（木）午前9時15分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（高松企画調整担当課長） 皆様、本日は、お忙しい中、また、雷など天候の悪い中をご出席していただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第2回障がい分野における共生社会推進条例検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます障がい福祉課企画調整担当課長の高松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この部会は、第13期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置となりました共生社会推進条例に関する検討を行う部会でございます。

本日は、5月に引き続き2回目の部会ということで、共生社会推進条例の制定検討などを議論していただこうと考えております。

後ほど、議題（1）で条例名称が変更になったとのことですが、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について、ユニバーサル推進室より説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ぜひ活発な意見交換をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、部会の委員の皆様12名中10名の委員の出席となっております。

欠席は、佐藤委員と橋本委員となっております。

したがいまして、出席者が過半数に達していることから、福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項に準ずる第14条第3項により、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、今回の会議から新しく委員になられた方をご紹介します。

次第の裏面をご覧ください。

名前をお呼びしますので、恐れ入りますけれども、一言、ご挨拶をお願いします。

令和6年7月16日から就任していただいております札幌市社会福祉協議会の高棹則嗣委員でございます。

○高棹委員 皆さん、おはようございます。

札幌市社会福祉協議会の常務理事の高棹でございます。

6月下旬に、前任の菱谷と交代させていただいております。

第1回目が5月20日とお伺いしており、この部会は初めての参加になりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の布施でございます。

事業計画担当の木内でございます。

また、本日は、議題に関する所管部局として、まちづくり政策局ユニバーサル推進室の

職員も出席しております。

次に、オブザーバーとして参加していただいている委員をご紹介します。

上原委員です。

それでは、以降の会議の進行につきましては、石橋部会長にお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

２．議 事

○石橋部会長 皆様、改めまして、おはようございます。

えらい天候でして、今日、皆様がそろいかどきどきしていました。皆さんの顔を拝見することができてよかったと思います。

それでは、始めていききたいと思います。よろしくお願いします。

そして、ここからは私が司会を務めさせていただきます。

冒頭、事務局からご案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるように、なるべくゆっくり話していただきたいと思います。

それでは、次第に沿って進めていきます。

５月に開催されました第１回障がい分野における共生社会推進条例検討部会に引き続き、条例の制定について検討していきたいと思います。

まずは、ユニバーサル推進室から議題（１）のご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） 改めまして、ユニバーサル推進室の推進担当課長の松原と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

具体の説明に先立ちまして、まずは、本日、前回に引き続き、このようなお時間を頂戴いただけたことを心から感謝申し上げます。

改めてのご説明となりますけれども、本条例につきましては、昨年１１月にユニバーサル推進検討委員会というものを別途設置して以降、様々な関係附属機関等にお伺いしながら、その議論を進めているところでございます。

その中でも、こちらの福祉のまちづくり推進会議におきましては、このように条例検討に係る部会まで設置いただきまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

障がい分野における知見を有する皆様からのご意見を頂戴できる貴重な機会と思っておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

本日は、資料１で条例の検討スケジュール、それから、前回の会議で頂戴したご意見を再確認させていただきたいと思います。続く資料２から資料６に基づきまして、ご意見への対応を含みますこれまでの検討経過、それから、現在行っておりますパブリックコメントの内容等についてご説明させていただきたいと思います。

本条例の制定は、障がいのある方やそのご親族、周囲の皆様などをはじめとした全ての市民を当事者とする、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる共生社会の実現に向けた取組として、その核となる取組の一つと認識しております。

前回に引き続き、障がい分野における現況等も踏まえながら、忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

資料の冒頭ですけれども、表題の条例名が変更となっています。

本条例につきましては、これまで（仮称）共生社会推進条例と呼んでおりましたけれども、今回のパブリックコメントに先立ちまして、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例と、いまだに仮称ですけれども、名称を変更しております。

こちらの変更理由につきましては、後ほど資料6に基づきまして、改めてご説明させていただきますので、まずは1番の検討スケジュールをご覧くださいと思います。

字が少し小さくて恐縮ですが、先ほどお話しさせていただいたとおり、本条例につきましては、昨年11月にユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、その議論を本格化させたところでございます。

本会におきましては、赤枠で囲ってあるとおり、前回、5月20日に第1回会議を開催していただきまして、当時の骨子案をベースに皆様からご意見を頂戴したところでございます。

条例の検討といたしましては、その後、6月には市民ワークショップを開催し、また、パネル展のようないわゆるオープンハウスを8月に開催しました。

それから、ユニバーサル推進検討委員会の通算第4回の会議を8月末に実施したところでございます。

また、10月31日からは、市民等から広くご意見を頂戴する手段ということで、パブリックコメントを開始しております。

今後、本日の皆様のご意見、それに加えまして、パブリックコメントで頂戴するご意見、それから、11月下旬には、チ・カ・ホ、アクセスサッポロである物産展の中で、再度、オープンハウスを実施したいと思っております。

加えて、他の関係機関におきましても、引き続きご意見を賜りながら検討を進めていきたいと思っております。

年明けの令和7年2月頃には、市議会に条例案を提出したいと考えておりまして、これを無事に可決していただければ、令和7年4月から施行となるというようなスケジュールを現時点では想定しているところでございます。

続きまして、2番、5月20日開催の福祉のまちづくり推進会議（部会）での主なご意見と対応についてご覧くださいと思います。

先ほどもお話ししたとおり、前回の会議におきましては、皆様から多様なご意見をいただきました。それで、これまでの検討に当たっても、可能な限り頂戴したご意見を踏まえながら事務を進めてきたところでございまして、本資料につきましては、前回いただいたご意見の主なものと、そのご意見への対応を記載した早見表という形になっています。

具体的な対応につきましては、資料2以降でご説明させていただきたいと思っております。

ども、まずは、表の左側において、前回、どんなご意見が出ていたかを振り返ってみたいと思います。

ここでは、前回の会議で出た意見を大きく五つに分けてまとめています。

まず、①条例をより分かりやすいものにするといった観点で、絵などを活用したほうがよいというご意見です。

それから、関連する意見ということで、②子どもや障がいのある方などにも分かりやすいものとしてほしいといったご意見です。

続いて、③知的障がいの世界では、分かりやすい言葉を使えば使うほど、逆に分かりづらくなるということもある、条例本文はそのままでも、別途、分かりやすい版のようなものをつくるとよいのではないかというご意見です。

それから、④条例を制定するだけで変わることはなく、併せて、具体の事業を進めていく必要がある。市役所の別部局や事業者と連携して取り組む必要があるといったご意見です。

そして、最後、⑤ですが、前回お示しした条例の骨子案におきましては、（仮称）札幌市共生社会推進委員会を置くとしていたという点に関しまして、札幌市には、既に共生社会推進協議会というものがあるので分かりづらいといったご意見です。

続きまして、資料2以降におきまして、ご意見への対応を含むこれまでの検討経過、それから、現在行っているパブリックコメントの内容等についてご説明させていただきます。資料1も適宜参照の上、お聞きいただければと思います。

なお、資料2から資料4につきましては、8月に開催したユニバーサル推進検討委員会でご報告した内容と同様のものとなっております。

まず、資料2の市民ワークショップの開催結果をご覧ください。

冒頭に記載のとおり、このワークショップは、条例の骨子案を市民と共有し、骨子案に対する市民意見を把握すること、それから、共生社会の実現に向けたまちづくりへの関心を喚起すること、それに加えて、生活に様々な困難を抱える市民が共生社会の実現に関するテーマを題材に共に対話等を行うことを通して、それぞれが抱える状況の共有、理解を促し、心のバリアフリーのさらなる推進を図っていくこと、以上の3点を目的に開催したところとなっております。

1番の市民ワークショップの概要になりますけれども、ワークショップの名称は、「Let's make Harmony! SAPPORO～みんなでユニバーサル（共生）な札幌へ～」と題しまして、去る6月15日、6月23日の2日間、開催したところでございます。

当日は、次に説明いたします事前ヒアリングに合わせた声かけや無作為抽出した市民1,000名への案内送付、その他、ホームページ、新聞等で参加者を広く募った結果といたしまして、身体、精神、知的障がいのある方、性的マイノリティーの方、外国籍の方、アイヌ民族の方などを含む様々な立場の方にご参加いただきました。

各回とも28名、計56名の方にご参加いただいたところでございます。

その下の2番、開催に当たっての工夫を記載しております。

まず、(1)といたしまして、事前にグループヒアリングを行わせていただきました。

これは、様々な立場の方が参加するワークショップということもありまして、皆様が安心してワークショップに参加できるように、開催に先立ち、障がいのある方、性的マイノリティーの方、それから、アイヌ民族の方などの当事者のほか、関係団体の皆様にご意見を頂戴したものでございます。当日の配慮事項等を確認させていただきました。

次のページに移っていただきまして、もう一つの工夫というところで、(2)コンセプト絵本というものをつくりました。

こちらは、絵を活用したほうがいいということで、先ほどの②でいただいたご意見を具体化した取組になります。参加者に事前に共生社会への理解を深めていただくために作成したもので、先ほどのグループヒアリングにおいて、当事者の方々が日頃から感じているバリアなどを伺いまして、内容に反映させたものとなっています。

まず、表面ですけれども、それぞれの登場人物が困り事を伝え、生活に様々な困難があることを知ってもらえる内容を記載しました。また、他の登場人物がどんな手助けができるかを伝え、時には自分が助ける立場となる、そういう双方向の助け合いといったものを表現しております。

また、裏面ですが、ワークショップ参加に当たってのルールを記載いたしました。

様々な立場の方が安心して参加でき、立場の違いがある中でもスムーズに対話しやすいようにということで、自分と違う意見があっても否定しないようにしようといったルールを分かりやすく整理し、参加に当たる事前の心構えとして知ってもらえるようにしました。

また、本ワークショップをきっかけに、共生社会の実現に向けたまちづくりを自分ごととして捉えてほしい、他者を尊重し、共に支え合う行動に取り組んでいけるようになったらいいといった思いから、ワークショップの参加の前と後の考えの変化などを書き込み、当日の内容を振り返ったり、家庭や職場で共有したりできるようにと配慮したところでございます。

次のページに移りまして、3番の当日のタイムスケジュールになります。

当日は、まず我々市役所から条例制定に向けての概要などをご説明させていただき、その後、グループごとの話し合いとして、「自分が感じるバリアってなんだろう」、それから、「バリアを無くすためにわたしたちができること」という二つをテーマにご議論いただきました。

様々な立場の方々が一堂に会するワークショップというものは本市でも過去にあまり例がないというところで、話し合いがスムーズにいくかというところで我々も少し心配していたのですが、その心配は杞憂に終わりまして、各テーブルとも非常に活発に意見交換をしていただけました。

続いて、4番の参加者の声は、参加者の皆様からいただいた声をワークショップに関す

るものと、条例の骨子案に関するものということで、大きく二つに分けて、まとめて記載したものでございます。

時間の関係上、全てをご紹介することはできませんけれども、まず、3ページの(1)ワークショップに関する意見で言うと、例えば、⑤バリアがあることではなく、バリアを超えられないことが問題、手伝ってあげられるように、人間と人間のつながりが大事だ。⑥知らないことが無意識の偏見や差別につながってしまう。相手を理解するには、まずしっかりとコミュニケーションを取ることが重要。⑨多様な立場の方が一緒に話し合う場(知る機会)を増やしていくことが重要。⑩当事者とは誰かという話から、自分は当事者ではないというようなスタンスで参加していたことに気づかされた。⑪知らないから知っていくに一人一人が変わっていくことで、共生社会が実現できるのではというようなご意見をいただきました。

続いて、裏面をご覧ください。

(2)として、条例の骨子案に関するご意見をまとめているところでございます。

こちらで言うと、例えば、①包摂的(インクルーシブ)、共生といった概念は、時にマジョリティーがマイノリティーを包摂する、マイノリティーと共生すると捉えられる落とし穴があるため、そういう内容の条文ではないことは理解できるけれども、そうしたミスリードを防ぐようにしてほしい。⑤多様性の尊重は、日本の文化や生活に古くから生き続けていると実感しており、あえて条例化する必要はないのではないか、マイノリティーの利権のためにマジョリティーが制限を受けたり、外国人住民が増えることによるトラブルなどのおそれがある。⑥LGBTQであり、または、障がいのある外国人住民など、バリアを二重に感じている人々がより幸せに生活できるように考慮してほしい。⑨共感に基づく心のバリアフリーという言葉については、共感できない相手の権利も尊重する必要があるため注意すべき文言と考える。⑩基本的人権を根拠にしていることがすばらしいと思う。⑪共生社会という言葉の定義がもう少し分かりやすく、イメージがしやすければよいのではないか、内容はとても優しく市民が安心できるものだと感じたといったご意見をいただいています。

最後に、5番、今後に向けた課題でございます。

本ワークショップにおきましては、前記2の工夫のほか、手話通訳、それから、要約筆記の手配、英訳資料の作成、配付など、様々な対応を行いました。その結果、安心して話すことができたという感想を頂戴することができました。しかしながら、後日、参加者の一人から、関係団体を経由しまして、当日は、他の参加者の発言に傷つき、つらい思いをしたといった声が寄せられているところでございます。

本件につきましては、多様な価値観や立場、特性を持った方が参加するワークショップの開催に当たって、自分とは異なる意見であっても否定しないといったルールの徹底等を含めまして、意見交換の際のファシリテーション、それから、環境づくりにより一層の配慮が必要であったと考えています。

今後、この点に留意の上、理解促進に向けた取組をさらに進めていきたいと考えています。

資料2についてのご説明は、以上になります。

続いて、資料3、オープンハウスの開催結果についてをご覧ください。

札幌市では、去る8月4日、共生社会バリアフリーシンポジウム in 札幌というイベントを開催いたしました。

このイベントは、札幌市、国土交通省などからなる共生社会ホストタウン連絡協議会の主催で開催したものでありまして、グランドホテルにおいて、パラリンピアンの方の基調講演のほか、石橋委員にも出ていただいたのですが、視覚障がいの方などを含むバリアフリーの有識者などによるパネルディスカッションを行うシンポジウムを行いました。

あわせて、グランドホテルに隣接するチ・カ・ホにおける同時開催イベントという形で、パラスポーツ体験会や障がいの体験ブースを設けるといった大きく2本立てとなっていました。

本オープンハウスにつきましては、この同時開催イベントの一環といたしまして、共生社会の実現に向けた意見募集ブースというものを設置したものです。条例の骨子案を紹介するパネルを展示した上で、付箋や意見シートで自由に意見を書き込めるようにしたところ、イベント参加者を含め、多くの方からご意見をいただきました。

まず、1番のオープンハウスの概要になりますけれども、8月4日の10時から18時までの間、会場は、チ・カ・ホの札幌駅側に直結している旧第一生命ビル、今は、D-LIFE PLACE 札幌というのですが、その地下1階で開催いたしました。子どもを含む市民等、172人の参加があったところでございます。

2番の開催に当たっての工夫となります。

本オープンハウスでは、さきにいただいたご意見を踏まえまして、条例の骨子案を分かりやすく紹介するというのを第一に意識したところでございます。

資料の後ろ、4ページ以降に、具体のパネルの中身をつけておりますけれども、我々としても可能な限り分かりやすい言葉への言い換えを図ったほか、イラストを多用いたしまして、子どもにも目を留めていただける内容とすることを心がけました。

また、意見を気軽に記入していただけるように、順次、付箋をパネル横に貼り付けていくというような意見聴取方法を採用したところでございます。

改めまして、2ページ目をご覧ください。

左上の3番、主な参加者の意見ということで、いただいたご意見を抜粋して要旨をまとめましたので、幾つかご紹介させていただきたいと思っております。

まず、(1) (仮称) 共生社会推進条例の全般に関する意見というところで、①条例をつくって終わりにしてはいけない。③条例が一日も早くできたほうがいいと思う。④共生社会を実現するための条例は大事だと思う。これから障がい者を含む高齢者が増えるので、一過性のものにはならず、長く充実した取組となしてほしい。⑦難しい言葉を使うから、

結局何を目標しているのか分からない、具体的な目標を掲げてほしいといったご意見をいただいています。

続きまして、（２）多様性の尊重に関する意見でございますけれども、例えば、②自分を基準に考えてしまいがちだが、少しでも相手の立場に立って考えることが重要だと思う。⑤身近な人に対象者はいないと思っていたが、市民みんなが対象なのだというふうに変えた。⑧みんな違ってみんないいというよりは、みんな違って当たり前の社会だったらいい。⑨人と人が触れ合うことで学ぶことがある。少しでも触れ合う機会を自ら設けることが大切だと思った。⑪自分の価値観が当たり前ではなく、他を認め合うことにより共生社会に一步近づくと感じた、こういったご意見をいただいています。

続きまして、（３）包摂的なまちづくりに関する意見です。

例えば、③インクルーシブな社会が実現していくとよい。みんなが暮らしやすい札幌になりますように。④誰一人置き去りにしない社会の実現を目指して頑張っていこう。⑤障がいも様々あり、同じ障がいでもそれぞれ違う。自分らしさを大切に。⑧相手のことを想像してちょっと勇気を出して声をかけてみるのが共生社会への第一歩である。⑪ハンディがある人に優しいまちは高齢者や健常者にとっても住みやすいまちだと思う。札幌市が将来的にモデルケースになることを願う、こういったご意見をいただいております。

続きまして、（４）市（行政）・市民・事業者との協働に関する意見では、①障がいの有無に関係なく、みんなが生きやすい社会に我々がしていくことが大切。行政任せではなく。④市役所の人だけではなく、私たち市民一人一人も一緒に考える問題だということが分かった。⑤行政と市民が協力できれば、よりよい環境になると思うといったご意見をいただいています。

最後に、（５）市の役割や基本的施策に関するご意見というところですが、例えば、②生きづらさを考える、伝えることが大切。③専門分野の人だけが当事者のことを理解するのではなく、若いうちからそのような教育を少しでも受けられれば、もう少しアンテナが立つ人が増えると思う。④心のバリアフリーが一人一人に浸透することが初めの一歩と感じる。⑤支援や制度を求めている人にしっかり伝えられる広報活動を行ってほしい。⑦何の障がいがある世の中にあり、どのように苦しんでいるかを知る機会が今後必要、こういったご意見をいただいています。

資料３についてのご説明は、以上になります。

続いて、資料４、関係附属機関等における主な意見についてをご覧ください。

こちらは、本福祉のまちづくり推進会議を含みます関係附属機関でのご意見、それから、市の事業集である展開プログラムのパブリックコメントを行いました、それでいただいたご意見等をまとめたものでございます。

かいつまんでご説明させていただきますが、まず、１番の福祉のまちづくり推進会議につきましては、先ほどご紹介したこちらの前回会議のご意見となりますので、割愛させていただきます。

それから、2番のアイヌ施策推進委員会でいただいたご意見ですけれども、例えば、①今回は規制条例ではなく理念条例になるというが、他の自治体では規制条例があることを踏まえると残念に思う。②基本的な考え方の多様性の尊重ということについて、誰もが当事者とあるけれども、まずは記載のとおり、当事者の限定化や固定化につながらないように考えてほしい。その意味では、差別の被害者だけでなく、加害者も当事者となり、この両者が対話を重ね、共感に基づく心のバリアフリーの醸成をしていくということになると思う。しかし、実際には、ヘイトスピーチというものがあることを考えると、対話による解決は困難であり、加害者側への何らかの規制は必要だと思う。④実際にSNS等で非難を受けている事実はある一方、札幌市が本条例を定めて取組を進めていく方針を評価したい、こういったご意見をいただいています。

続いて、裏面をご覧ください。

3番の男女共同参画審議会でもいただいたご意見になります。

例えば、①骨子案の定義に市民とあるけれども、事業者の定義というものも別に必要ではないか。②前文等に誰もが活躍できる、それから、能力を発揮できるとあるけれども、ハンディキャップを抱えている方で、自分自身がやりたいように能力を発揮できないと感じている方は、この条例の対象から除外されていると感じてしまうのではないかと。例えば、生き生きとなどというような表現はいかがか。④理解を深める条例ということは認識しているけれども、多様性を尊重していく中では、どうしてもこれに反対の考えを持つ方等から攻撃を受けてしまうこともあるのが現状である。安全に暮らせるというような文言も入れてほしい、こういったご意見をいただいています。

以上が札幌市で設置している関係附属機関におけるご意見となります。

続きまして、4番、その他の意見といたしまして、附属機関以外でいただいたご意見をご紹介します。

まずは、(1)ですけれども、市の具体的な施策を取りまとめましたユニバーサル展開プログラムというものをつくりました。先日、パブリックコメントを実施した上で策定したところですが、そのパブリックコメント中に条例に関する意見も含まれていましたので、幾つかご紹介したいと思います。

例えば、①声の大きいマイノリティーの人々のために、多数の市民が我慢を強いられることなどは、本来の市政の在り方として間違っていると思う。特定の団体だけを利するのではなく、より多くの市民を対象としたものになるようお願いしたい。②本条例は既存の概念を変更させるという視点もあることを再度認識してもらいたい。多様性、アイヌ等のいろいろな問題に対して、札幌は寛容に対応してきたと思う。本条例は、差別は全くないのに、差別があるという感覚をつくり出すものとなっている。④本条例は、社会の混乱と分断を引き起こす等の懸念があり反対だ。展開プログラムのパブコメに関しては、こういったご意見があったところでございます。

続いて、(2)は、これまでの検討におきまして、委員の皆さんからも、子どもや若者

に対するアプローチということの重要性については、たくさんのご意見を頂戴いたしました。条例の検討の考え方としても、次世代、未来につながる取組の推進ということ掲げているところでございまして、こちらはこの取組の一環ということで、まず、大通高校の生徒会の皆さんとの意見交換の機会を頂戴したので、そちらでいただいたご意見をご紹介します。

①行政が取り組むことができる領域だけでなく、市民全員が当事者となって取り組んでいくことはとても大切だ。多様性の視点を固定化するのではなく、全ての特性にいい面と悪い面があるため、それを含めて多角的に社会課題の解決に取り組んでいくべき。②多様性の尊重が特にいいと思う。これはいずれ基本的人権の尊重にもつながって来ると考えているので、この条例で札幌市がどのような変化を遂げるのか、とても楽しみだ。次のページになりますが、⑤考え込まれている上、現代の思考に合った案でとてもいいと思う。条例をつくるときには、市民から意見を集めることも大切。違いが当たり前になる社会になればいいと思う、こういったご意見があったところでございます。

それから、（３）その他関係団体からの意見ということで記載しています。

例えば、①骨子案は多岐にわたるという印象。アイヌ民族や外国人に関する差別禁止規定や罰則がないなら実効性がないものになる。③誰もが当事者だという点について、当事者イコール、マイノリティーということだと思う。ヘイトスピーチには罰則をもって対処するしかない。行政には積極的な介入をおそれないでほしい。国立市はアウティングを禁止し、ヘイトスピーチを禁止しているので、ぜひ参考にしてほしい。⑤レイシズムや差別の問題がある中、条例の中身を見ると、これらの問題に対応する記載がない。差別は共生社会の実現のための根本的な問題だ、こういったご意見があったところでございます。

資料４についてのご説明は、以上となります。

続いて、資料５、ユニバーサル展開プログラム概要版という資料をご覧ください。

こちらは、札幌市が共生社会の実現に向けて取り組む具体的な施策、事業を一覧化した計画、ユニバーサル展開プログラムの概要版となっております。

前回のこちらの会議でも、資料１の④になると思うのですがけれども、条例制定に合わせて、具体的な事業に庁内や事業者と連携して取り組む必要があるといったようなご意見を頂戴しました。

こちらの展開プログラムは、去る６月に策定したものでありまして、条例と策定順序は前後しますけれども、条例内容と整合するような形で市の事業等を整理しているものとなります。

詳細の説明は割愛させていただきますが、例えば、表面の右側、第２章、ユニバーサル関係施策の展開方針というところでは、施策全体にわたる実施方針といたしまして、ユニバーサルデザインを取り入れた施策の推進や施策間の連携、それから、市民・事業者との協働といったことを位置づけたところでございます。

また、裏面になりますけれども、字が小さくて恐縮ですが、条例における基本的施策と

いうところで、こちらは、条例と整合するような形で、障がいの社会モデルを踏まえたハード、ソフト、ハートの三つに分けて、具体的な事業を掲載し整理しています。

実際の本書には202事業ありまして、その抜粋版となっていますが、札幌市といたしましては、この理念条例の制定に併せまして、こうした具体の取組を進めていくという考えでございます。

簡単ながらご紹介させていただきました。

資料5につきましてのご説明は、以上となります。

それでは、最後に、資料6をご覧ください。

最初に触れましたとおり、本条例につきましては、現在10月31日から11月29日までの1か月間、パブリックコメントを実施中でございます。本資料は、このパブリックコメントにおける意見募集資料そのものになります。

パブリックコメントに当たりましては、これまでにいただいたご意見を踏まえまして、前回ご説明させていただいた条例の骨子案から記載内容を一部変更している箇所がございますので、本日はその当該変更点に絞ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、先ほど保留した条例の題名になります。

これまで、札幌市では、条例の題名を（仮称）共生社会推進条例と称しておりましたけれども、やはり条例の顔である題名にはこだわる必要があると思っています。

そうした中で、これまで様々なご意見をいただき、重要なキーワードも多く頂戴しました。その中で、事務局といたしまして議論した結果、先ほどの意見の中にもありましたつながりという言葉が特に重要だろうと考えました。

資料を5枚ほどおめくりいただいて、ページ番号でいうと4番と記載されている「どんな条例をつくらうとしているの？」と書いてあるページをご覧ください。

前回もご説明させていただきましたけれども、こちらに記載のとおり、条例素案の検討に当たりましては、基本的な考え方をまとめています。

まず、①多様性を尊重したまちづくり、裏面に行きまして、②包摂的なまちづくり、③市民・事業者との協働による共創、④未来につながる取組の推進ということで、4点で考え方を整理しているところでございます。

このうち、最初の三つにつきましては、現在の社会を構成している立場の異なるそれぞれが、いわば横でつながるというようなものであると考えています。そして、最後の一つにつきましては、過去から現在、そして、未来、次世代という形で、時間軸をつなぐ、またぐ、いわば縦につながるといような考え方だと思っています。

そこで、その次の6ページに記載のとおり、この条例におきましては、共生社会の実現による目指す都市、まちの姿を、誰もがつながり合う共生のまちということで表しまして、前文の最後の段落にあります多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいくといった思いを込めまして、条例名の素案を新たに、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例としたいと考えました。

続きまして、7ページの3番、定義をご覧ください。

以降、変更したところを少しご説明したいと思います。

こちらの提言につきましては、骨子案から4点修正しています。

一つ目ですけれども、共生社会の定義になります。

オープンハウスなどでも多様性に関する意見ということで、いわゆる包摂性に関する意見も多く寄せられました。

当初案では、多様性が強みとなる社会とあったのですが、そこを多様性と包摂性が強みとなる社会ということで、「包摂性」という言葉を新たに加えています。

また、二つ目の変更点としましては、先ほどの条例の題名でもご紹介しました誰もがつながり合う共生のまち、これをしっかり定義しようということで、誰もがつながり合う共生のまち、これは共生社会の実現によりつくり出されるまちだという規定を新たに設けました。

続いて、三つ目は、市民の定義になります。

こちらは、別の会議のユニバーサル推進検討委員会で、例えば、旅行者等の一時滞在者も市内に滞在中は共生社会の一員になると思われる、これについても規定するほうがよいのではないかというご意見をいただきました。

これを受けて、2行目ですけれども、「市内に滞在する個人」と規定を変えたところでございます。

そして、四つ目、検討委員会や男女共同参画審議会から事業者の定義を規定したほうがいいというご意見を受けまして、「市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体」ということで位置づけたいと考えました。

こちらは、一般的な企業はもちろんのこと、個人事業主も含まれるような規定ということ、また、町内会やサークル活動といったいわゆる事業という活動ではない取組を行っている方々の団体も含めた規定としたいということで、法制部局と相談して、こういった記載にしています。

最後に、少し飛びますけれども、11ページをご覧ください。

上から二つ目の10番、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会についてでございます。

こちらは、前回、先ほど資料1で⑤ということでご紹介させていただきましたけれども、附属機関の名称に関するご意見を受けました。

当初案は札幌市共生社会推進委員会で行っていましたが、条例名と合わせるような形で、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会という形にしたいと思いついて、修正を行ったところでございます。

資料6についてのご説明は、以上になります。

なお、パブリックコメントに当たりましては、多様な方々にご意見をいただけるように、ルビありの拡大文字版や、テキストデータを作成してホームページで公開しております。

必要に応じて配布する予定となっています。

また、ご意見もいただきましたけれども、条例制定後には、分かりやすい版の策定も予定しているところでございます。

以上、大変長くなりましたけれども、資料説明については、これで終了となります。

ご紹介させていただきましたとおり、これまでの検討に際しては、幅広くご意見を頂戴しています。我々といたしましては、この検討期間そのものも条例の理念を共有する大切な時間だと考えております。

本日も、条例の内容はもちろん、その議論の進め方、それから、今後に向けて留意すべき事項についても、忌憚ないご意見を賜れればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明はこれで終了いたします。

○石橋部会長 丁寧にご説明いただきました。

資料1から資料6といったところで、順にご説明いただいたのですが、私の理解では、資料1は、前回の5月20日のこの部会で皆様方からいただいたご意見をまとめていただいて、①から⑤までのご意見について、右側に対応があって、その意見を受けて、資料2から資料5を踏まえて、こういう形で対応もしくは意見をいただいてきて、かつ、最終的に、条例の名前も変えたといったところで、大変ご丁寧に対応していただけたと思います。

まずは、①から⑤までご対応いただいたことを中心にご意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それ以外に、資料2、資料3、資料4の経過など聞きたいこと、感想があればお受けしたいと思います。

○山日委員 私の場合は、一市民として、例えば、こういった条例の意見を募集しますといった資料を読んだときに、具体的にどういうことをしたいのか、目指しているか、いつも理解することがなかなか難しかったので、丁寧にワークショップを開かれたり、パネルを使ったり、絵を多用していただいて、私も会議に参加するまで拝見してきたのですが、とても分かりやすく良かったです。努力していただいたと感じました。ありがとうございました。このような丁寧な経過で条例が出来上がるのだということを、この資料1で図にいただいたので、すごく分かりやすく、良かったです。

ほかのところでもいろいろ意見があったことと同じですが、資料6の7ページの3番の定義で、共生社会や事業者というふうに定義を分かりやすくしていただいたと思うのですが、個人的に包摂性という言葉が難しいと感じました。それ以外のことは読んでいてすんなり受け入れられたという印象です。

○石橋部会長 ご感想と、ご指摘の先ほど新たに加えた事務局からご説明がありました包摂性という言葉の取扱いについて、何か補足することがあったらご説明をお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 議論をする中で、この包摂性という言葉は、一般的では

ないのかなというところはありません。ただ、こちらに関するご意見をかなりいただいたということで、やはり入れていきたいと考えております。

その上で、別の言葉で言い換えられないかということを中心に議論したのですけれども、そこがなかなか難しく、例えば、この資料6でいうと5ページの一番下に、包摂的ということで、「ここでは、全ての人を排除せず、取り残さないさまをいう」と書いてあります。

今回、このパブリックコメントをするに当たって、広報さっぽろの11月号でも、今、意見を募集していますというページを1ページ出しているのですけれども、そこでも、やはり包摂的という言葉には※をつけてこういった形で説明をしています。

多様性の尊重という言葉は、今では一般的になってきたのかなというところですが、包摂性については、まだ言葉として一般的ではないところがあるのかなと思います。ですから、こういった条例の中でご説明していくことで、基本的理念の2番目が包摂的な考え方のところなので、そういった考え方も併せまして、皆さんにご説明していきたいと思っています。

条文は、ここは難しいと思いながらも、分かりやすい版などでカバーしていきたいと思っているところでございます。

○石橋部会長 それ以外にご質問、ご意見、ご感想があればお受けしたいと思います。

○高棹委員 当法人は、地域共生社会の推進を本業にしている団体になります。実際に、福祉のまちづくり推進事業は札幌市の事業ですけれども、その中で、例えば、高齢者の見守りや子ども食堂など、いろいろな活動が地域で行われております。ただ、ほぼほぼ現役世代が終わった方たちのボランティアで成り立っているという状況です。

私どもは、その部分の支援ということをやっているのですけれども、それは、行政からの補助や委託、市民の皆さんからのご寄附、共同募金のご寄附、個別のご寄附などで、何とかやっているという状況です。

実際の事業を進めるに当たっては、やはり若い世代、特に、言葉がいいかどうか分からないのですけれども、健常の若い世代になかなか関心を持ってもらえないのです。ただ、例えば、行政だけがお金を出すということではなくて、より多くの市民を巻き込むために、象徴的な事業をクラウドファンディングでやってみるなど、そのようなことで少しでも意識が浸透するような働きがけができるのかなと思います。もちろん、社会福祉協議会も協力させていただきますので、ご検討していただければと思っております。

○石橋部会長 クラウドファンディングですね。例えば、象徴的な事業で、あえて賄ってみるといったアイデアもあるのではないかというご意見でした。

事務局、そういうアイデアやキーワードなどは出たのでしょうか。何かその辺の情報を教えてください。お願いします。

○事務局（松原推進担当課長） いただいたキーワードの中に、若者等の関心とありました。先ほどご紹介した考え方の中でも、未来につながる取組の推進ということで、特に、

次世代を担う子どもも参画しやすい取組ということで記載させていただいたところです。まず、この条例やその中身を知っていただくということはもちろん大事ですが、その取組に当たっては、子ども・若者が参画できる形ということをやっていきたいと思っていますので、その一つの視点として、今、クラウドファンディングという具体的なお話をいただきましたけれども、そういったところも踏まえながら、若者にリーチしやすいような形を関係部局と連携しながら取組を進めていきたいと思っています。

新しい視点をありがとうございます。

○石橋部会長 それ以外に、ご質問、ご意見をお受けします。

○杉本委員 今、高棹委員もおっしゃったとおりで、資料3にも書いてありましたが、子どもの教育や認知を変えていかなければいけないという認識を強く持っていました。

宣伝ではないのですが、私は、障がい福祉事業を運営しておりまして、今年に入ってからフリースクールの立ち上げを行いました。そこでは、インクルーシブ教育、本当にみんな包括性を持ってということで、不登校の子どもたちの学習支援と併せて、そこを運営していくサポーターとして、障がいを持った方々が運営に携わるというシステムを今月から開始しております。

今、不登校のお子さんをお一人お預かりしている中で、精神障がい、発達障がいの方々がその運営に関わって行っております。やはり、ハレーションが起きるなど、障がいを持っている方々がそこに関わるということは、それはどうなのかという目線でのご意見もいただきましたが、実際にやってみないと、両者の気持ちや意見というものは取り込めないです。

私たちは、今、豊平区の区役所の向かいにハブを設けて運営を始めましたが、今回、ご説明をいただいた中の事例の一つとしては、非常に参考になる成果が出せるのではないかと考えております。

○石橋部会長 今のご意見は、市民もそうですけれども、事業者ですよね。事業者の人が様々な取組をする中で、今回の条例制定やご意見をいただいたところを上手に反映していくところが大事ではないかという形で私は受け止めました。

事業者向けの取組について何かあればご説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○事務局（松原推進担当課長） 理念条例ということもありまして、その考え方や、市民、事業者の役割というところで、事業者との連携は考えています。

まず、この条例をつくるにあたり、共生社会の実現に向けて、市だけでできることには、どうしても一定の限界があると考えました。市民や個人という単位、団体や事業者という単位など、いろいろな形で皆さんが取り組まれているようなことと連携しながら、場合によっては、役割を分担しながらやっていかなければいけないというところが一つキーとなるかなと思っていました。

そこを表現する形として、今、こういうふうに記載させていただいているのですけれど

も、現場で取り組まれている方々を市がサポートしたり、逆に、市の事業にご参加いただいたり、様々な形でこれから連携していく必要があると思います。

加えて、今までは、どちらかというと、福祉分野は福祉分野だけという形があったのですが、逆に、そこが市民というか、誰もがというようなところで考えると、年齢もそうですし、性別もそうですし、当事者にはいろいろな立場の方がいます。そういった意味では、先ほど地域共生社会というお話がありましたけれども、分野を超えた取組でも橋が架かっていくことが本当の共生社会かと思っていますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願いします。

○石橋部会長　ほかにございませんか。

○村瀬委員　今のお話と少し関連して、福祉教育についてですが、今、学校などで子どもたちに向けて実際に行われている福祉教育は、身体障がい者の片麻痺の体験や、車椅子に乗ってみるなど、そういう体験系が多いというイメージで、社会福祉協議会などで福まちの事業として実施している福祉教育の中身も、そういったものが多いというイメージですが、今回、この条例に関わって、多様性の尊重やお互いを知るという面の福祉教育は、学校でどこまで行われているのかがすごく疑問に思いました。

この条例を基に、今後、学校や教育委員会などとの連携の中で、福祉教育を学校で行っていく予定や、そことかけ合っていく予定などがありますかという質問です。お願いします。

○石橋部会長　例えば、この資料5におけるユニバーサル展開プログラムで、条例制定の前にこういう形で施策の整理や動かしているところがある中で、今、ご指摘のあった教育面での取組があるかどうかも含めて、ご説明いただけないでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長）　例えば、今、部会長に紹介していただいた資料5でいうと、裏面の右下のプロジェクトの三本柱③の意識の1番の一つ目、「人間尊重の教育」推進事業というところがあります。

これは、教育委員会が学校でやっているもので、福祉、障がいのある方だけではなくて、アイヌ民族の問題や、ほかのいろいろな問題も含めて、そういったところを進めていこうとしています。

広い意味では人権啓発もあるのですが、今、私が個別の具体的な事業全てを把握できているわけではないのですが、少なくとも、この条例に関する取組で言うと、先ほどの分かりやすい版をつくるという話の関連として、この条例をテーマに学校教育で使える教材になるようなものをつくっていきたいと思っています。そういったところを活用する中で、考え方が子どもにも伝わるようなこと、当然、そこは教育委員会と連携して取組を進めていきたいと思っています。

実は、別の会議で浅香副部会長からも、違いという言葉の使い方を注意したほうがいいというご意見をいただいたのですが、私も去年からこの立場になっていろいろ勉強する中で、自分が所属する集団に属する人と別集団に属する人への対応の違いといったこ

とは、なかなか難しく、大きな課題かもしれないと思っていますところでございます。自分との共通点なども考えつつ、まずは相手を知る、そしてその先には、相手の立場にたって考えるという話になるのかなと思っています、そういったところは、この条例の中にも理念として入れたつもりですし、このことが条例を通じた議論をする中でみんなに伝わっていけばいいと思っています。

先ほどご意見のあった体験というところでも、例えば、身体障がいのある方、車いすユーザーを自分と違う人と捉えるだけでなく、ご自分がけがをされるような場合もあるだろうし、年齢を重ねればということもあるし、子どもが生まれるとベビーカーを押すという場面もあるし、いろいろな場面があるので、そういったところのライフサイクルの変化といった中でも話をしながら伝わるようになっていけばいいと考えています。

具体的な事業のご紹介ができなくて恐縮ですが、そういった考え方の下、連携しながらやっていきたいと思っています。

○石橋部会長 ほかによろしいですか。

○小島委員 今、村瀬委員や杉本委員のお話を聞いていて、私もどういふふうにまとめてお話ししたらいいかなと考えていたのですが、やはり、もう大人になってしまって、私たちぐらいの年齢になると、理解はしていても、多様性に対する意識や態度というものを变えるのは、なかなか難しいのです。例えば、条例を頭で理解しても、それを実行するとなると、なかなか難しいのですが、もし可能であれば、今おっしゃったように、小さい子どものうちから、いろいろな多様性を体験して、実感として体の中に取り込んでいけるのであれば、一番可能性があるという気はしています。

どういふふうに私の考えを伝えたらいいか、今ずっと考えていたのですが、おっしゃったように、学校教育に持っていけるような分かりやすい版をつくるというのは、確かにすばらしいと思います。先ほど村瀬委員がおっしゃったように、学校では、介護の仕方というような体験はするのです。でも、それはあくまでも対応するときの方法であって、人間対人間が同じ尊重されるべき存在であって、ここにいていいのだよ、だから、私はあなたができないことを手伝いますというスタンスが伝わっていないという気がしています。確かに、車椅子の押し方や片麻痺の補助の仕方は上手になりますけれども、その人たちがそこにいていいのだよという理解になっているかという、今の小学校や福祉授業は、そうないない気がします。

実際、支援学級の子どもたちが普通学級に親学級として入って行って、時々授業をしたり、給食を食べたりするという現実があります。これは、インクルーシブという考え方からすると、やはり分断されているという気がします。例えば、食べるときだけ来て、この子はこういう食べ方をするのだという理解が、その障がいの子に対しての理解になってしまったり、それから、国語の授業にだけ来て、こういうふうにしやべられない子なのだという理解になってしまうことが、私は恐ろしいと思っています。ふだんの遊びやいろいろな生活の中で、あっ、同じなのだという体験を、遊ぶ時間に一緒に遊んで、考えている

ことは同じなのだ、悲しいことは悲しいし、痛いときは痛いのだという幼い子どもたちの社会体験を増やしてほしいと思います。

ただ、これは、きっと教育委員会のほうだろうなと思って、この福祉事業の共生のまちの中で、そこまで言うのは難しいのかなというふうに思っているのですが、ただ、この条例が本当に子どもたちの耳に届いて、これから何十年先にこういう社会が実現するといいなと考えていますので、ぜひ、小学校向け、中学校向けというものを何とかしてほしいと思いました。

○片桐委員 今のご意見ですが、私は、美術の仕事をしたこともあって、障がいと芸術活動、美術活動というものは、すごく親和性があるのですよね。

今、小学校、中学校とおっしゃっていましたが、札幌市民ギャラリーで、ちょうど1歳半から就学前の親子とつくる環境を、ワークショップを毎年やっていたのです。そういうときに、みんなが一緒になると、大きくなってからよりも、とても理解が進むということを体感しました。

また、保育科で教えていたこともあって、そういったお子様たちがいっぱい来るときに、大学生も交えて、どのように扱ったらいいのだろう、差別などこういうことをしてはいけないということ以前に、体感的に子どものうちに遊びながら経験することが、時間はかかるかもしれないのですが、行く行くは札幌が福祉の整ったすばらしいまちで、例えば、いろいろな問題の解決につながるのではないかと思うところがあるので、ぜひ就学前からの親子の活動の中で、そういった意識をあまり持たないで、自由な遊びの中で、これが当たり前という空間をつくるのが大事ではないかと思ひまして、意見させていただきました。

○石橋部会長 お二方に連続してご意見をいただきましたが、限られた場面だけではなくて、就学前も含めて、早い段階からの意識の醸成や教育の中での実践、そういう機会をいかに増やすかといったところが大事ではないかということで、非常に重要なご指摘だと思います。

村瀬委員からお話のありましたとおり、それを単なる体験だけに済ませない具体的な形で教材づくりも考えているという話だと思いますけれども、その教育といった場面において、今回のこの考え方、理念をいかに浸透させるのかということが大事ではないかという形で、私も非常に同意するところでございます。

貴重なご意見をありがとうございました。

何かコメントなどがあれば、お願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 知る機会や、混ぜこぜというような言葉が使われた方もいますけれども、そういった機会がすごく大事だという一方で、逆に、それがちょっとしかない、その観念の固定化といったことになってしまう危険性もあるというところは教わりました。

そういう意味では、教育委員会とも連携しつつ、就学前というようなキーワードもいた

できましたし、アートという切り口で言うと、みんなが一緒に楽しむといったことが大事というところもいただいていますので、我々も子どもへの取組という中で、そこは少し考えていきたいと思います。

8月4日にも、アートを紹介するという取組もあったのですが、一緒にやるということは大きなキーワードかなと思いますので、関係部局にもフィードバックしながら、連携、検討をしていきたいと思います。

○石橋部会長 ご質問、ご意見はございませんか。

○鈴木委員 我々の思いがだんだん伝わっていくかなという気がして、ただ、一方では、実際にワークショップなどをやっても、いろいろな意見が出て、それをやはりまとめるということは大変な作業だなとも感じています。

今の話の中で、教育との関係ということですが、実は、私は、教育・文化委員会とも交流がありまして、今、小学校でも、いろいろなワークショップをしながら、どう能力を発揮させるかというイベントがあって、我々が今やっている基本方針のポイントは、人としてどうすべきかということが一番大きな問題だと思うのです。言葉上は差別だ、福祉だとありますけれども、やはり教育とリンクしない限りは、実行しても実際のものとしては実現できないと思うので、何としても教育委員会ともつなげた形で、ミッションをしながらいろいろ展開することは絶対に必要だと思います。

そして、もう一つお願いしたいのは、一過性のものではなくて、やはり継続するということが大事で、今やろうとしていることは、やはり条例にしても環境によって変わってくると思うので、それを継続するようなシステムをつくっていくということも大事ではないかと実感しました。

○石橋部会長 改めて、教育の場面における重要性と継続性といったところの貴重なご指摘をいただいたと思います。

資料5の中で、進捗管理やPDCAサイクルを回していくといったお考えも見えるわけですが、この継続性という観点、事業の継続性やこの理念をいかに続けて、広めていくのかについて、コメントをよろしくお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 教育というところでは、先ほど来、いただいているところで、我々も教育委員会との連携を考えていきたいと思います。

それから、もう一ついただいた継続性、そういうシステムをきちんとつくってほしいというお話だったかと思います。

まさに、ここは非常に重要だと我々も思っていて、この条例をつくるときに、そもそも条例は何のために必要なのだろうというところを内部で議論していて、計画物は、計画期間が終わると自ずと終了するものです。ただ、条例というものは、市民の皆さんもそうですし、議会を通してつくった形なので、そこは継続性が担保できる、そこがポイントではないかという話をしていました。

この中で、その仕組みとして、先ほど名前を変えたというところではありましたが

も、外部の皆さんのご意見をいただくような委員会を設けたり、また、市の内部として推進体制をつくったりするというような規定をしていますので、こういったところは、持続的に取り組んでいくための担保になっていると思います。

ですから、ここは我々としても必須だろうということで、今、条例に載せているところなので、こうした仕組みを使いながら、具体的な事業の進捗管理をやっていく形になります。このシステムを使いながら取組を継続していきます。いずれにしても、共生社会は本当に3年、4年でできるようなものではないと思っていますので、長いスパンで、教育という意味では、まさにそこなのかなと思いますが、次世代につながるような縦のつながりを大事にして取組を進めていきたいと思っています。

○石橋部会長 ご説明の中で、そもそも、この条例を制定するということが、こういう理念に基づいて様々な事業展開をするに当たってのよりどころとして位置づけられるものでございますので、いろいろな意見も踏まえて、庁内においてもかなり丁寧な議論を重ねた中での条例制定といったところで、その継続性は私もしっかりと担保できるのではないかと考えました。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○池田委員 この条例は、本当にすばらしいものだと思うのですが、この条例に基づいて、これから何をやっていくかがとても問題だと思います。皆さんの意見をお聞きして、具体的なものをこれからやっていけるのではないかと考えました。今出てきたような教育もそうですし、または、交通機関などの問題もあると思います。例えば、車椅子で乗れるバスが少ないなど、そういう問題もあると思うので、そういうことをこれから考えてやっていけたらいいなと感じました。

言わせていただければ、予算がいっぱいつけばいいなと思っています。

○石橋部会長 具体的な事業展開が大事でしょうというご意見だったと思います。

繰り返しになりますが、実際の事業については、資料5で様々な事業がこういう形で展開されていると思うのですが、大事なものは、多分、個々の事業や具体策というものは今までもやられているのですが、この条例の制定を機に、横串でちゃんとつなげて考えると。今、再三出ているような教育への反映は横串でつなげる部局といいますか、視点が非常に大事ではないかと私も思います。

これは批判めいた話になると思うのですが、やはり行政関係というのは、どうしても縦割りで、横の連絡性がなかなか取りにくいところがある中で、まさに今回のこの条例の制定において横につなげていく、教育の話についてはどうなのだと横につなげていくことが大事で、その中で事業間の整合性を取っていく、そごがないか、本当につながっているのか、効果があるのかといったところを確認していくことが大事ではないのかと私は思ったところです。

話に乗かって、私の考えを述べさせていただきましたけれども、何かコメントなどはありませんか。

○事務局（松原推進担当課長） まず、お話に出たバスの問題は、資料５の裏面の左下にノンステップバス導入率を高めていく事業もあって、そこは交通部局とも連携しています。ただ、今、バスの運転手の問題など、いろいろある中で複合的になっているので、そこをどうしていくかというところは一緒に考えていきたいと思います。

部会長からも縦割りを打破するといいただきましたけれども、そういう意味では、我々ユニバーサル推進室の取組というのは大事だなと、改めて認識しているところであります。

我々の取組もそうですけれども、先ほど鈴木委員からご意見をいただいたときにご紹介した資料６の１１ページの庁内の推進体制をつくるというところについては、これまでで言うと、本当に縦割り、局ごとに分かれていたのですけれども、ここは市長を本部長として各局が参加するような取組になっているのです。もちろん、保健福祉局もそうですし、教育委員会、交通施策をやっているところであったり、交通局にも参加していただいております。

今、横串を刺しながらというキーワードも出していただきましたけれども、取組を進める中で、それぞれの部局がやっている事業を見て自分のところに反映させていたり、また、連携してやれるようなことがないかということがここから出てくればいいなと我々も思っています。できれば、そういうふうに運営していきたいと考えていますので、そういった中で役所内も少しずつ変わっていきたいと思っています。

○石橋部会長 最後に、浅香副部会長からお願いします。

○浅香副部会長 条例づくりに当たって、いろいろな会議などの意見を酌み取っていただいたことに、本当に感謝をしたいと思っております。

重複する意見がほとんどなのですが、今、松原課長からありました資料６の１１ページの市長が本部長のユニバーサル推進本部は昨年９月に設置されたということですから、今年度は開催されているのか、どのような説明や議論などがされたのかということをお許される範囲内で結構ですので、教えてほしいです。

あとは、池田委員も先ほど言いましたけれども、とにかく、こういう条例ができると、多分、予算が減額されるということが過去の実例から私もたくさん経験しているものですから、予算が増えるような状態にしていただければと思います。

鈴木委員もおっしゃったように、財政上の継続性に努めていただければありがたいと思っています。

この１１ページの９の推進体制の整備及び財政上の措置の「また、市は、共生社会の」というところで、「財政上の措置を講ずるよう努めるものとします」と書いてあるのですが、私からすると、講ずるものとしますぐらいの力強さが欲しいと感じたところです。

それと、ユニバーサル推進室の現状の職員が条例ができた段階で減らされることのないように、一つ一つ検証していきながら努めていただければと希望しております。

○石橋部会長 さすが、浅香副部会長の鋭い突っ込みといいますか、ご意見だと思いますが、いかがでしょうか。推進体制の整備、財政上の措置の現状がどうなっているのかとい

ったところ、予算の措置についての強いご要望という形で承りましたけれども、ご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） まず、今、浅香副部長からご質問いただいたユニバーサル推進本部は、去年9月に設置しました。

それで、今年度はまだ実施していないのですが、今月中に開催する予定で準備を進めているところでございます。

その議論の内容でございますけれども、大きなところで言うと、先ほどご紹介したユニバーサル展開プログラム、各局の考え方をベースにつくった個別の事業について、どういったものを行っているのかというところの進捗管理、それから、施策の目標をつくっていますので、そういったところにどうリーチしているのか確認していくという形になっています。

先ほど来、局間をまたいでというお話がありましたけれども、展開プログラムの展開方針として、資料5の表面、右側の第2章の5番に推進体制をつくる、そして、6番に進捗管理とありますけれども、その上に施策間の連携を進めていきたいと思いますということも具体的に書いてあります。そういう意味では、我々としては、縦割りを打破するような取組も進めていきたい、そこがどう進んでいるのかというところのアウトプットというか、共有する場になればいいなと今考えているところでございます。

それから、最後に、予算のお話をいただきました。役所の全体の予算もなかなか限られている中での対応が必要となりますが、ここで言うと、6番の進捗管理の1行目に、施策の改善・向上（スパイラルアップ）を図っていくという記載があります。既存の事業の無駄なものとか、効率的にやれるようなものが無いかを確認し、事業を適宜スクラップしながら、それを今必要なものに振り分けていくと、そういったところでも改善を図っていくということが大事なかなと思います。

それで、行政だけではできないところは、やはり民間の皆さんの協力も得ながら頑張っていく必要があると思っています。

いずれにしても、このユニバーサルについては、役所の戦略ビジョンという、一番大事な基本計画の中で、三本柱の一つということになっています。そういう意味では、全庁一丸となって取り組んでいくことは変わりませんので、見守っていただければと思います。

○石橋部会長 この推進本部の会議自体は、どれくらいの頻度で行っているのですか。

○事務局（松原推進担当課長） 年に一、二回はやりたいと思っていまして、去年1回と、少なくとも今年に1回はやりたいと思っています。

○石橋部会長 分かりました。

もう一つ、部局についても、少なくとも当面は、ユニバーサル推進室の体制が維持されるということですか。

○事務局（松原推進担当課長） はい。我々は現在、最低限の人数、4、5人となっています。そういう意味では、我々が直接やるようなことだけではなくて、福祉のチームを始

めとした各局と連携しながら取組を進めていきたいと。横串で考え方を話していく、この条例の理念を下ろしていくという、そこは何とか今の体制の中で頑張っていきたいと思っています。

○石橋部会長 大体、一通り皆様方からご意見をいただいたので、よかったのかなと思います。

お時間も来ているところですが、いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 冒頭にお話がありましたとおり、肝腎なこの条例については、11月29日までパブリックコメントで広くご意見を募集されています。当然、ここの委員の方々も、意見があれば、そこで言うていただく権利が当然あるわけですし、今日、家に帰って、クールダウンする中で、改めて意見があれば、当然、そういったところでもどんどん意見を言うていただいてもいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(松原推進担当課長) もしよろしければ、皆さんの関係団体やお友達に周知していただきたいと考えております。本当に皆さんからご意見をいただきたいと思っていますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石橋部会長 そうしたら、皆様方からご意見をいただけて、大体整理できたのかなと思っています。ところでございます。

今日の議題(1)については、以上とさせていただきます。

(2) その他ですが、今日は、上原委員にオブザーバーとしてご出席いただいておりますが、何か意見、ご感想でも結構ですが、ございませんか。

○上原委員 結構です。

○石橋部会長 お忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、意見がないようでしたら、議事については以上とさせていただきます。

司会進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局(高松企画調整担当課長) 石橋部会長、議事進行をありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、活発なご意見をありがとうございました。

以上をもちまして、第2回障がい分野における共生社会推進条例検討部会を閉会いたします。

天候が悪いので、足元に気をつけてお帰りください。

どうもありがとうございました。

以 上